

## 千葉地方裁判所委員会（第5回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

### 1 日 時

平成17年11月11日（金）午後1時15分から午後4時00分まで

### 2 場 所

千葉地方裁判所第1会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

（1号委員 7人）

赤田靖英（千葉日報）、池永静枝（千葉市）、久保形法子（調停委員）、高田廣（千葉銀行）、長崎修一（日本放送協会）、林陽一（千葉大学）、三善勝代（和洋女子大学）

（2号委員 2人）

大島有紀子（弁護士）、酒井正利（弁護士）

（3号委員 1人）

糸山隆（千葉地検総務部長検事）

（4号委員 2人）

山崎潮（千葉地裁所長）、山口博（千葉地裁民事部総括判事）

#### 【運営委員会構成員】

金谷暁（千葉地裁刑事部総括判事）、宮尾成明（千葉地裁民事首席書記官）、山田聡（千葉地裁刑事首席書記官）、中井憲一（千葉地裁事務局長）、渡辺雅伸（千葉地裁総務課長）、宮澤康弘（千葉地裁総務課課長補佐）

#### 【庶務担当者】

小川良男（千葉地裁総務課警備係長）

### 4 議 事

(1) 開会のあいさつ【あいさつ要旨は、別紙1のとおり】

(2) 新委員の紹介

(3) 報告事項【報告要旨は、別紙2のとおり】

ア 第4回議事概要の公開について

イ 平成17年度夏休み広報行事及び「法の日」週間広報行事の開催について

ウ 公判前整理手続について

(4) 意見交換【発言要旨は、別紙3のとおり】

テーマ1「国民が利用しやすい庁舎とするための方策等について」

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

(5) 千葉地方裁判所委員会（第6回）の開催について

ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第6回の当委員会における意見交換テーマを「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」及び「国民が利用しやすい庁舎にするための方策等について」とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第6回の当委員会の開催日を平成18年5月25日(木)午後1時15分から午後4時までとする。

(6) 閉会のあいさつ

5 配布資料

- (1) 進行次第
- (2) 席図
- (3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿(平成17年8月1日現在)
- (4) 国民が利用しやすい庁舎にするための方策等について(アンケート結果)
- (5) 参考資料

ア 裁判所データブック2005

イ 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書

ウ 司法の窓第67号

エ ブックレット「裁判員制度」

オ リーフレット「私の視点,私の感覚,私の言葉で参加します。」

カ 裁判員制度広報用グッズ(クリアファイル,マグネットシート,ハンドタオル)

キ 千葉地方・家庭裁判所配置図

ク 「法の日」週間広報行事実施結果について(メモ)

ケ 刑事模擬裁判シナリオ(夏休み,「法の日」週間)

コ 市町村合併に伴う裁判所の管轄区域についての事務連絡

以 上

(別紙 1)

(1) 開会のあいさつ

本日は、お忙しい中を御参集いただき、お礼を申し上げます。

議事に先立ち、現在、千葉地裁が力を入れている「動く裁判所」の実現について説明したい。

司法制度改革の大きな目的は、ユーザーの視点に立った身近な裁判所の構築と国民の司法参加、すなわち裁判員制度の円滑な導入である。そのためには、「裁判所、司法、裁判とは何か。」について、もう少し一般の人に理解してもらう必要がある。

裁判所は怖い所ではないということを理解していただき、それが前提となって、裁判員制度はうまくいく。私たち職員が、そういう意識を持つことを重要視している。

これらのテーマを実現するには、ただ待っていて聞かれたら答えるということではだめだ。自分から動いて理解を得ようとしなければならない。そうすることで、国民に周知を図るとともに、裁判官や職員の意識改革にもなる。

後で報告させていただくが、現在は、そういう気持ちで利用者側に立って見ようと努力しているが、裁判所だけでは限界がある。いろいろなところに穴があいているので、委員の皆様様の議論を参考に、さらに改善していきたい。

もう一つは、このように職員の意識改革に取り組んでいるが、それだけではなく、形のある物、すなわち裁判所の施設を、利用者の目から見てどのように使いやすいものに改善していくかということも重要である。ただ意識が変わるだけではなく、形に表れた物としても表現しなければならない。

私は、着任した直後、今年の1月から2月にかけて管内のすべての支部・簡易裁判所の施設を見て回ったが、まず感じたのは、待合室のない庁がいくつかあるということである。これらの庁では、利用者の方々は、玄関のいすでお待ちいただいている。

大変寒い時期だったので、それが一番目に付いた。職員は、事務室の中でワイシャツ一枚で執務しており、これでいいのかということを強く感じた。

そこで、今年度は、待合室のない庁には、空調設備を付けようという計画を立てた。金の掛かる話なので、いっぺんに改善することはできないが、少ない予算をやり繰りし、クールビズなどで努力しながら、一宮と銚子は工事を終了した。現在、市川を工事中である。これ以外の庁についても、なるべく早い時期に実現するようにしたい。

このような問題は、新庁舎にも当てはまる。空調だけではなく、委員の皆様からいろいろな御意見をちょうだいして、今後の計画の参考とさせていただきたい。

以上

(別紙2)

(3) 報 告 事 項

( :委員長, :委員, :運営委員)

ア 第4回議事概要の公開について

当委員会の第4回議事概要については,その内容について各委員の了承を得た上,下級裁ホームページに掲載するとともに,千葉社会部記者クラブ及び千葉民間放送テレビ記者クラブ加盟各社(千葉日報,共同通信,毎日,時事通信,産経,NHK,東京,読売,朝日,日本テレビ,TBS,テレビ朝日,フジテレビ,千葉テレビ)に交付する方法により公開された。

イ 平成17年度夏休み広報行事及び「法の日」週間広報行事の開催について

平成17年度夏休み広報行事の概要は,次のとおりである。

広報行事「法廷で裁判をやってみよう～裁判官とふれあう親子見学会」の開催  
(テレビ報道あり)

日 時: 8月9日,10日,25日,26日 各13:30~15:30

場 所: 千葉地裁301号法廷,501号法廷,504号法廷

参加者: 小学4,5,6年生の親子 合計68組163人

内 容: 裁判所のしくみや刑事裁判の流れを説明したビデオを上映した後,参加した小学生全員に裁判官,検察官,弁護士などの役を割り当て,ゲーム機万引き事件のシナリオに基づき,刑事模擬裁判を実施した。

その後,裁判官による講評及び質疑応答,保護者を対象にした「裁判員×クイズ」及び裁判官による解説,法服の試着,法廷内見学,記念写真撮影などを行った。

広報行事を見学された委員の感想はどうか。

法教育に熱心な保護者が多く参加しており,子供達が将来法曹を志す動機付けになればよいと思った。私が見学した班は,証拠が足りないということで無罪判決を言い渡したが,理由も明確で,なかなか面白かった。裁判官の講評もよくて,楽しかった。

未来の裁判員になる方々が,目をきらきら輝かせながら,私たちとは違う感覚で一生懸命やっていた。子供を通した波及効果は,大変大きいと思う。私たちも,もっと広報に努めなければならないと感じた。

参加した保護者といろいろ話をしたが,「裁判員制度は,やるものだ。やる以上は,手続を知っておきたい。」という意識の方が多かった。子供達も漠然とではあ

るが、裁判に興味を持っている。模擬裁判をやりはじめたら、私語もなく、ものすごい集中力で最後まできちんと演じていた。興味はあるけれど、今までそういう機会がなかったし、裁判所も作ってこなかった。今回の企画でやっと実現できたという感想を持った。

子供達に実際にやってもらうのは、「習うより慣れる」で、大変効果的である。

子供達の出した判決は、無罪から懲役4年まで様々であり、懲役1年執行猶予3年というのあれば、逆に懲役3年執行猶予1年というのもある。子供なりに真剣に考えて、それぞれにきちんとした理由があり、感心した。また、若手の裁判官と話すことにより、裁判所というもの身近に感じてもらうこともできたと思う。

将来、裁判員になるための最初のステップとして、来年度以降も続けていきたい。

平成17年度「法の日」週間広報行事の概要は、次のとおりである。

(ア) 本庁

- a 広報行事「夫からの暴力に悩んでいませんか～「配偶者暴力防止法」をわかりやすく説明します～」(後援千葉県)の開催

日 時：10月3日(月)10:30～12:20

場 所：千葉県教育会館501会議室

参加者：79人

内 容：ビデオ「根絶！夫からの暴力」(企画内閣府男女共同参画局)を上映した後、県の相談員による暴力とは何か、被害者はどう感じているのか、相談窓口の利用方法などの講演及び裁判官によるDV関係手続の説明を行い、質疑応答を実施した。

- b 広報行事「裁判員に選ばれたときのために～有罪か無罪か、どのような刑にするかの決め方～」(共催千葉地方検察庁・千葉県弁護士会)の開催

(新聞報道あり)

日 時：10月3日(月)13:30～16:00

場 所：千葉県教育会館501会議室

参加者：137人

内 容：ビデオ「あなたも参加する刑事裁判～裁判員制度がはじまります～」(企画・制作最高裁判所)を上映した後、一般参加者による刑事模擬裁判を実施し、法曹三者による講評及び質疑応答を実施した。

最後に、ビデオ「裁判員制度～もしもあなたが選ばれたら～」(企画・製作法務省)を上映した。

広報行事を見学された委員の感想はどうか。

当日の会場は満員であり、私の周りの席には中学生や大学生も沢山いて、若い人達も非常に興味を持っていると感じた。

模擬裁判の判決は、殺人罪を認定したが、私たち傍聴人は傷害致死という意見の人が多く、そのギャップを考えると、難しい事件だと思った。後で、検察官から、実際の裁判員裁判では、もっと証拠を整理してすっきりとした判断をしてもらおうと説明されて少しほっとした。殺意の有無の判断が分かれるように設定された模擬裁判だけを見ると、実際の裁判もこんなに難しいのかと思うかもしれない。

中村雅俊の1時間もののビデオは、大変分かりやすくよかった。あのビデオは、貸し出しするのか。

検察庁から学校や企業に対して、このビデオのDVDを貸し出す準備を進めているところである。

その場で急に役を割り当てられた参加者が、一生懸命に模擬裁判を演じていた。

裁判官役の人達は、全員一致で殺人罪を認定したが、その理由は合理的なものであり、妥当な結論だったと思う。

参加者の中には、刑法の条文をよく知っているようなレベルの高い人もいたが、法曹三者による質疑応答の際に、専門的な観点からかなり難しい説明をしている方もおり、難しいと感じた参加者も多かったのではないかと。質疑応答ではいろいろなレベルの質問が出るが、誰にでも理解できるように、できるだけ分かりやすく、かみ砕いて説明した方がよい。

プロが意識を変えて、専門用語を使わず、分かりやすく説明しなければならないというのは、御指摘のとおりだと思う。そのような観点から、夏休みのシナリオには法律用語の説明一覧表を添付した。今後も留意していきたいと考えている。

模擬裁判の後に、検察官からも「裁判員裁判の本番では、もっと争点を絞って分かりやすくする。」という御説明をいただいたが。

模擬裁判を見ていた参加者のほとんどが傷害致死という意見だったのに対し、判決が比較的簡単に殺意を認定し、殺人罪だったために言渡しの時に会場がざわめいた。その際に私が説明したのは、模擬裁判では限られた時間内に一定の判断をしてもらうために、かなりの部分を省略して事実関係が分からない状態になっている。

実際の裁判では、裁判員の方にもっと明確にした上で、確信を持って判断をしていただけるように準備するし、弁護人も争うところは徹底的に争うことで更に争点が明確になるように配慮する。したがって、裁判員の方々を悩ませるようなことなく、事実認定についての的確な判断をしていただけるように、私たち法曹三者が今後努力していくとお話しし、参加者の方の不安は少しは解消したのではないかと。思う。

模擬裁判では、あまり明確な事実関係にしてしまうと誰が考えても有罪で判断の楽しみがなくなってしまうし、ぼかしすぎると有罪無罪の幅が大きくなり過ぎてしまう。若干判断の揺れが生じるような題材を作るとなると、どうしても制約が残ってしまうことになる。

試行錯誤でやっている面についてはお許し願いたいですが、国民に不安を与えないようにしっかり準備をしていくつもりである。

c 無料法律相談の実施(検察庁・法務局,弁護士会及び裁判所による合同開催)

日 時: 10月5日(水) 10:00~16:00

場 所：「三越千葉店」地下2階特設会場  
参加者：40人

(イ) 松戸支部

a 裁判所見学会の開催

日 時：10月3日(月), 4日(火), 6日(木) 12:30~13:45  
場 所：千葉地裁松戸支部501法廷  
参加者：29人  
内 容：法廷見学及びビデオ「裁判員制度～もしもあなたが選ばれたら～」(企画・製作法務省)の上映。

b 講演の開催

日 時：10月4日(火), 6日(木) 14:00~15:40  
場 所：千葉地裁松戸支部会議室  
参加者：40人  
内 容：裁判官による「少年非行について」及び「裁判員制度について」の講演。

(ウ) 木更津支部

a 出前講義の開催

日 時：10月6日(木) 15:30~16:30  
場 所：私立暁星国際学園高校  
参加者：3年生30人  
内 容：裁判官及び書記官による交通事故の予防を例とした法教育及び裁判員制度についての講義

b 無料法律相談の実施(検察庁・法務局,弁護士会及び裁判所による合同開催)

日 時：10月6日(木) 10:00~16:00  
場 所：千葉地裁木更津支部調停室  
参加者：28人

c 出前講義の開催

日 時：10月27日(木) 13:20~14:20  
場 所：県立長狭高校  
参加者：1年生260人  
内 容：裁判官及び書記官による交通事故の予防を例とした法教育及び裁判員制度についての講義

d 出前講義の開催

日 時：11月10日(木) 16:00～17:00

場 所：県立木更津高校

参加者：3年生60人

内 容：裁判官及び書記官による裁判員制度についての講義

(エ) 八日市場支部

a 無料法律相談の実施(検察庁・法務局,弁護士会及び裁判所による合同開催)

日 時：10月18日(火) 10:00～16:00

場 所：銚子市勤労コミュニティーセンター

参加者：42人

b 出前講義の開催

日 時：10月21日(金) 14:10～15:00

場 所：私立敬愛大学八日市場高校

参加者：3年生230人

内 容：裁判官による刑事裁判手続及び裁判員制度についての講義

(オ) 佐倉支部

出前講義の開催(新聞報道あり)

日 時：10月7日(金) 8:50～11:40

場 所：県立成田国際高校

参加者：3年生282人

内 容：裁判官が、「コミュニケーション手段としての法」というテーマで、  
市民生活における法の役割、裁判員制度について講義

(カ) 一宮支部

裁判所見学会の開催

日 時：10月4日(火) 13:00～15:30

場 所：千葉地裁一宮支部法廷

参加者：一宮中学校3年生18人

内 容：裁判官による裁判手続及び裁判員制度の講義、ビデオ「裁判員制度～  
もしもあなたが選ばれたら～」(企画・製作法務省)の上映。

(キ) 佐原支部

裁判所見学会の開催

日 時：10月5日（水）14：00～16：00

場 所：千葉地裁佐原支部会議室

参加者：小見川ロータリークラブ会員15人

内 容：裁判官による裁判員制度の説明，ビデオ「裁判員制度～もしもあなたが選ばれたら～」(企画・製作法務省)の上映，法廷見学

## ウ 公判前整理手続について

平成16年5月に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)が制定され，平成21年5月までに裁判員制度が始まることになっているが，この裁判員法の制定と同時に刑事訴訟法の一部を改正する法律も制定され，その一部が本年11月1日から施行されている。

今回施行された改正刑事訴訟法の中心となるのが公判整理手続制度であり，その概要は，次のとおりである。

従前は，刑事事件については，当事者の正式な主張は，第1回公判期日に起訴状が朗読された後，証拠請求は，さらに被告人及び弁護人のいわゆる罪状認否が行われた後でなければできなかった。

新制度では，公判前整理手続に付された事件については，第1回公判期日前に，裁判所の主導の下に，検察官及び弁護士双方の主張を明らかにさせ，争点を整理して明確にした上，証拠請求をさせて，取り調べる必要のある証拠をあらかじめ決定しておくこととされた。つまり，第1回公判期日には，直ちに証拠調べに入ることであり，そのための準備をあらかじめ終了しておこうというものである。

なお，証拠に関しては，相手方当事者の手持ち証拠を開示してもらいたいという要求が出ることもあるが，今回の改正ではこの証拠開示の基準を明確にするとともに，証拠開示について争いがあれば，その点についても，この段階で裁判所が判断をして，解決しておくことになっている。

公判前整理手続を終了する際には，当事者との間で，争点や証拠を整理した結果を確認し，了解を得ておかなければならないが，このような手続を経た事件については，原則として，その後に証拠請求をすることはできないことになった。

今回の改正でもう一つ重要な点は，審理に2日以上を要する事件については，できる限り，連日開廷し，継続して審理をしなければならない(いわゆる連日開廷)ものとされたことである。公判前整理手続で争点及び証拠をあらかじめ整理することによって，終結までを見越した明確な審理計画を立てた上で連日的に審理をすることが可能になる。

現在，地方裁判所の刑事事件のうち7割以上のもの(平成16年度は73%)が起訴後3か月以内に判決になっており，判決まで6か月を超えた事件は全体の7%前後(平成16年度は7.5%)ではあるが，今回の公判前整理手続の導入により，このような事件についても，更に迅速な裁判が図られるものと思われる。

裁判員裁判では，裁判員の方の負担をできる限り軽減するため，争点を明確にし，証拠を厳選した集中的な審理が不可欠であり，そのためには，裁判員の方が審理に

加わる前に、争点を整理して証拠を絞り、明確な審理計画を立てておかねばならない。そのため、裁判員裁判対象事件については、必ず公判前整理手続を行うべきものとされている。

公判前整理手続は、裁判員裁判を円滑に行うための大前提であるから、裁判員制度が始まるまでに、裁判官、検察官、弁護人のそれぞれが、この手続に習熟し、裁判員裁判に耐え得る審理の在り方を確立するつもりである。

以 上

(別紙 3)

(4) 意見交換

( :委員長, :委員, :運営委員等)

テーマ 1 「国民が利用しやすい庁舎とするための方策等について」

千葉地裁の新庁舎の予算については、平成 18 年度概算要求において、司法制度改革に対応するための予算を含めて現在改要求を行っているところであり、その結果、新庁舎は、前回の委員会で御説明した地下 1 階、地上 7 階建てから地下 1 階、地上 10 階建てとなる予定である。なお、完成年度は平成 21 年 3 月までで変更はない。

(配置図に基づき現在の庁舎の使用状況について説明)

現段階で考えている新庁舎の基本設計のコンセプトは、「国民が利用しやすい裁判所」、「国民に親しみやすい裁判所」、「国民にやさしい裁判所」である。

これは、裁判員制度の導入を含めた多数の司法制度改革関連法が成立し、我が国の司法制度の新しい枠組みが構築される中、これらの制度を実現する舞台となる新庁舎に求められる基本的な機能の在り方を表現したものと考えている。

具体的には、

(ア) 初めて裁判所を訪れた人が「裁判所」という厳格なイメージを取り払って司法の扉をくぐれるような雰囲気を作る。

(イ) 低層階には、多数の来庁者が予定される簡易裁判所、民事の執行・破産等の部署を配置する。

(ウ) 当事者の動線を意識して各部署を配置する。

(エ) 裁判所にとっても利用しやすいように各部署を配置する。

(オ) 庁舎管理(危機管理)に留意する。

ことを考えている。

利用者の視点に立った庁舎を作りたいと考えている。特に、平成 21 年度からは裁判員裁判が開始され、多数の候補者の方が来庁することが予想されることから、これらの方々にも分かりやすく、利用しやすい庁舎にしたい。

また、調停や破産については、受付相談窓口の連携や当事者が多数になることも考慮し、低層階に集中的に配置するのが効率的ではないかと考えている。

裁判所に取材に来ている多数の記者から、当事者がエレベーターに箱詰めになることが多いので、エスカレーターの導入を検討してもらいたいという要望が出ている。利害関係のある当事者や多数の来庁者が同じエレベーターを利用する不都合を解消するためにも、有効な意見だと考えるので、是非検討してもらいたい。

横浜の新庁舎には、4 基のエレベーターが設置されている。複数のエレベーターを設置することで足りないか。

エスカレーターのようなオープンスペースを利用するのと、複数基とはいえ、エレベーターの中に押し込まれるのでは、心理的にまったく違う。裁判所にはいろいろな立場の人が来るのであるから、接触を避けられる設備を設けるといっても必要性は高いと考える。

裁判所で、エスカレーターを設置している庁はあるのか。

東京家裁に小規模な2階までの昇りエスカレーターがある。それ以外はない。

家裁の事件で、当事者と同じエレベーターに乗るのは気分がよくない。オープンスペースなら、そのようなことがなくなってよいと思う。

調停でも同様である。当事者と一緒だったり、男性と2人だけになるのはいやなものである。

当事者の立場から、オープンスペースでの移動手段の有効性を多数御指摘いただいたので、今後検討したい。

喫茶室のような場所があれば、打合せや休憩に便利である。東京地裁のようにコンビニや郵便局があれば、ちょっとした用事はそこで済ませることができる。

おいしいレストランがあれば、「今日は裁判所でお昼にしようか。」ということにもなって親しみやすい。

著名事件の傍聴券交付の際に長蛇の列ができるが、何かシステムを考えて工夫することはできないか。

危機管理の面もあるが、検討したい。

現在、西玄関が階段になっているが、スロープにすることはできないか。

正門から庁舎へは身障者対策ができていますが、御指摘のように西玄関も当事者の出入りは多いので、今後検討したい。

現在の庁舎では、法廷棟の廊下で裁判官と被告人がすれ違うこともある。裁判官室から専用の通路やエレベーターが必要である。

新庁舎では、確保できるように配慮したい。

待合室以外の共用部分にも、冷暖房を入れてほしい。

全館冷暖房にできるように、検討したい。

病院等では、階数によって壁の色を変えて分かりやすく工夫している。色分けで部署を分かりやすく表示してはどうか。

新庁舎が完成する前の予想図を広報誌等に掲載して、広報に役立ててはどうか。裁判員制度の導入と併せて、「制度も、施設もこのように新しくなりました。」ということアピールできる。

予想図は、イラストでもいい。3月に施設ができ、「4月から裁判員制度が始まりますよ。」という広報に使える。

エレベーターは、大きめで早いものにして、当事者が待たないように配慮されたい。共用部分のコーナーを複数にしてもらえば、相手方と顔を合わせずに済む。

現在でも、調停の申立人・相手方の待合室はできるだけ離して配置しているが、新庁舎でも配慮したい。

玄関部分は裁判所の顔なので、暗くならないようにしたい。空間をなるべく広く取って、オープンスペースを広くしたいと思っている。

裁判所の食堂は、どこでも地下にあるが、これを最上階の展望レストランにするとか、1階の広々したラウンジに喫茶室を設けるとか、今までに裁判所とは違う柔軟な発想を実現してもらいたい。

私の勤務先は、そのような構造なので見学に来て参考にされたい。多人数が集う場であることから、当然考慮されているだろうが、建築資材については、「シックハウス」に備えた物を用いるようお願いしたい。

身障者用トイレはどうか。

現在でも整備されている。

千葉県を象徴するようなイメージは何か。菜の花か。

船か。

中庭は、どうなるのか。

新庁舎が完成すれば、正面と裏のスペースが空く。裁判員候補者も多く来庁することになるので、駐車場も確保しなければならない。

駐車台数は、どのくらいになるのか。

具体的な数は未定であるが、相当数が駐車できると思われる。

裁判員法廷は、本庁だけに作られるのか。

支部で裁判員裁判を実施するかどうかについては、現在のところ未定である。

## テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

(ビデオ「あなたも参加する刑事裁判～裁判員制度がはじまります～」(企画・制作最高裁判所)の冒頭部分を上映)

このビデオは、来庁者にご覧いただくため法廷棟1階ロビーに設置された大型モニターで、終日放映している。

前回の委員会以降、裁判所が実施した広報行事内容(夏休み、「法の日」週間を除く。)及び今後の計画等は、次のとおりである。

### (ア) 裁判官出前講義

a 6月29日 千葉市立みつわ台中学校 30人

b 7月5日 明海大学 80人

c 9月30日 千葉市立稲毛中学校 200人

(テレビ報道あり)

d 10月19日, 21日, 25日 千葉市立花園中学校 180人

e 10月5日, 19日, 26日, 11月2日 松戸市公民館主催の成人講座  
36人

### (イ) ラジオ放送(検察審査会制度,「法の日」週間)

7月20日(水)及び9月27日(火)の両日、午後6時からNHK千葉FM「まるごと千葉60分」に地裁所長が出演した。

7月20日は、検察審査会制度及び裁判員制度について、9月27日は、「法の日」週間の広報行事について説明した。

報 (ウ) JR千葉駅前「情報提供システム」(大画面液晶)を利用した裁判員制度広報ビデオの放映

千葉市役所に依頼し、9月27日(火)から10月24日(月)までの間、JR千葉駅前「情報提供システム」(大画面液晶)で、ビデオ「あなたも参加する刑事裁判～裁判員制度がはじまります～」(企画・制作最高裁判所)を1日5回ずつ放映した。

(エ) 裁判員制度広報用グッズ等の紹介

本日本配布したクリアファイル、マグネットシート、ハンドタオルは、新たに最高裁判所で作成したものであり、それぞれに裁判員制度のシンボルマークが入っている。このシンボルマークは、裁判員制度の頭文字「S」を表すとともに、裁判官と裁判員を象徴する二つの円が無限大を意味する「∞」の形で交わることで両者が協力し合う姿勢やその効果を表している。

また、9月に「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」というキャッチフレーズが選定された。

(オ) 裁判員制度広報推進千葉地方協議会の設置について

この度、千葉地方裁判所、千葉地方検察庁及び千葉県弁護士会において、裁判員制度広報推進千葉地方協議会を設置した。この千葉地方協議会は、平成16年8月3日に設置された最高裁、法務省、日弁連における裁判員制度広報推進協議会で地方協議会の設置に関する合意がなされ、裁判員制度の広報啓発活動について、法曹三者が連携・調整を行い、同制度に対する国民の関心・理解をより深め、参加意識を醸成していくことを目的として設置されたものである。

構成員は、各庁の事務局長を責任者とし、裁判所は、総務課長、同課長補佐、検察庁は、検察広報官、総務部企画調査課長、弁護士会は、副会長である。

10月7日に第1回の会合を開催した。

(カ) 今後の広報行事計画

a 裁判官出前講義

11月22日、29日 千葉市立打瀬中学校 68人  
平成18年2月 県立千葉東高校 330人

b 冬休み広報行事

千葉市内の小学生を対象に、「書き初め作品」を募集し、応募のあった全作品を法廷棟1階ロビーに展示する。

お題の文字は、「裁判員」等を予定している。

### c 裁判員制度全国フォーラム

平成18年1月21日(土)千葉県教育会館において、裁判所と千葉日報社の主催で開催予定。現在、パネルディスカッションの参加者を人選中である。

千葉地検庁舎北側の工事現場の塀に、裁判員制度の大きなポスターが掲示されているが。

少ない予算内で、できるだけ効率的な広報を行うよう努力している。再開発ビルのポスターは、事業主及び千葉市の協力で、無料で大変大きな表示をしてもらっている。あの工事中は、ずっと掲示を続ける予定である。

また、刑務所の矯正展等の機会にも、裁判所と連携を取りながら広く裁判員制度の広報を行っていく予定である。

裁判所と同様、私たちも時代を担う小中学生の皆さんに対する広報にも力を入れており、検察庁の見学会だけではなく、学校への出前講義を受け付けている。

同時に、勤労者の方々の理解を得ることも重要であると考えており、先日も中小企業の方の集まりに出掛けて説明させていただいた。今後も、委員の皆様にも御協力いただきながら、広く広報に努めたい。

工事現場のポスターは、信号待ちでもよく目立ち、効果的である。

裁判所も、一緒にできるところは是非お願いしたい。即効性を考えれば、成人に対する説明は重要であると考えており、父兄会等でも説明させていただいている。

現在、経済界についても、説明の機会をいただけるよう調整中である。

8月に、法曹三者内部で裁判員裁判の模擬裁判を実施した。いずれは一般の方に参加していただく模擬裁判も実施しなければならない。

調停の席でも、つい「婚費の分担」などという言葉を使ってしまう場合があるが、一般の方には分からない。一般の人に対しては、専門用語を使わずに、できるだけ分かりやすく説明することを心掛けなければならない。

専門用語は、かみ砕いて説明することに留意したい。

同じパンフレットが、検察庁と裁判所で重複して配布されないように連絡を密にして実施したい。

銀行の待合室に置くのも効果的である。

新聞に載った長谷川京子のポスターが一番分かりやすい。

コンビニにパンフレットを備え置くことを検討したことがあるが、市内400店の店長と個別に相談するように言われた。

銀行の本支店にポスターを掲示してもらい、効果的だった。

支部や簡裁を含め、ある日を指定して千葉県下一斉に行事を行うとインパクトが大きい。所長がもっと表に出て宣伝するのもよい。

「法の日」週間の行事は、支部も一斉に実施した。御指摘のとおり、全県下一斉に行う意味は大きいと考えている。

マスコミの方の関心がどこにあるのか、分からない部分もある。例えば、裁判員裁判の模擬裁判をすべて取材してよいとした場合、大きく報道してもらえるか。

特に支障はないと思う。

なるべく早い時期に、一般の方にも参加していただけるよう努力したい。

「県民だより」をもっと活用してはどうか。法曹三者のトップの顔写真などが掲載されれば、近寄り難いというイメージが払拭されるのではないか。

法曹三者が一堂に会するような機会があれば、いいアピールになる。

一度、法曹三者トップのコメントを新聞で大きく掲載していただいたことがある。

特に支障はないと思う。

年始めの2月の県議会の冒頭で、法曹三者が一度に説明することはどうか。

「法の日」週間広報行事の質疑応答では、法曹三者がそれぞれの立場から回答しており、一般の参加者からは意見が違ってしまうように見える場面もあった。法曹三者は、それぞれの役割を明確に説明した上で、目標としているところは同じであるという全体としての意見を一般の人に対して分かりやすく説明することが必要である。

法曹三者の役割をよく御理解いただいた上で、制度の趣旨を分かりやすく説明するように留意したい。

本日いただいた御意見をおおいに参考にさせていただきながら、新庁舎の施設や裁判員制度の広報について、更に検討していきたい。

以 上